

# いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

「東京都いじめ防止対策推進条例」平成26年6月25日 可決・成立 7月2日 公布・施行 (第10・11・12条を除く) 8月1日 施行 (第10・11・12条)  
 平成28年4月1日 一部改正施行

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
<p><b>第一章 (総則)</b></p> <p><b>第一条 (目的)</b>                      この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p><b>第一条 (目的)</b>                      この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>		
<p><b>第二条 (定義)</b>                      この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>	<p><b>第二条 (定義)</b>                      この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。</p> <p>3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であって、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。</p> <p>4 この条例において「児童等」とは、学校在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>		

いじめ防止対策推進法条文

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等

<p><b>第三条 (基本理念)</b>                  いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの防止等を行うことを行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。</p>	<p><b>第三条 (基本理念)</b>                  いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの防止等を行うことを行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p><b>第四条 (いじめの禁止)</b>                  児童等は、いじめを行ってはならない。</p>	<p><b>第四条 (いじめの禁止)</b>                  児童等は、いじめを行ってはならない。</p>
<p><b>第五条 (国の責務)</b>                  国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>※ <b>国の責務なので不要</b></p>
<p><b>第六条 (地方公共団体の責務)</b>                  地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p><b>第五条 (都の責務)</b>                  都は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p>
<p><b>第七条 (学校の設置者の責務)</b>                  学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止を講ずる責務を有する。</p>	<p><b>第六条 (学校の設置者の責務)</b>                  学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p><b>第八条 (学校及び学校の教職員の責務)</b>                  学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>	<p><b>第七条 (学校及び学校の教職員の責務)</b>                  学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>

いじめ防止対策推進法全文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
<p><b>第九条（保護者の責務等）</b> 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>	<p><b>第八条（保護者の責務）</b> 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>		
<p><b>第十条（財政上の措置）</b> 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>		
第二章（いじめ防止基本方針等）		※ 国の基本方針なので不要	
<p><b>第十一条（いじめ防止基本方針）</b> 文科科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</li> <li>二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</li> <li>三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</li> </ul>	<p><b>第九条（東京都いじめ防止対策推進基本方針）</b> 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。</p>		
<p><b>第十二条（地方いじめ防止基本方針）</b> 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>		
<p><b>第十三条（学校いじめ防止基本方針）</b> 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>			

いじめ防止対策推進法本文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p><b>第十四条（いじめ問題対策連絡協議会）</b>            地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づき地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。</p>	<p><b>第十条（東京都いじめ問題対策連絡協議会）</b>            いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p> <p>二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p> <p><b>第十一条（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会）</b>            基本方針に基づき都においていじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に應じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。</p> <p>3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第二十八条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以上以内をもって組織する。</p> <p>6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p>



いじめ防止対策推進法全文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p><b>第三章（基本的施策）</b></p> <p><b>第十五条（学校におけるいじめの防止）</b>            学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p><b>第十六条（いじめの早期発見のための措置）</b>            学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p><b>第十七条（関係機関等との連携等）</b>            国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p><b>第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）</b>            国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	

<b>いじめ防止対策推進法全文</b>	
<p><b>第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）</b>            学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に應じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>東京都いじめ防止対策推進条例、対応等</b></p> <p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p><b>第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）</b>            国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p><b>第二十一条（啓発活動）</b>            国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>

いじめ防止対策推進法条文	
<p><b>第四章（いじめの防止等に関する措置）</b></p> <p><b>第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）</b>            学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p><b>第二十三条（いじめに対する措置）</b>            学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p> <p>4 学校は、前項の場合において必要があるときは、いじめを行った児童等その他の児童等が受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p><b>第二十四条（学校の設置者による措置）</b>            学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p><b>第二十五条（校長及び教員による懲戒）</b>            校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p><b>第二十六条（出席停止制度の適切な運用等）</b>            市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p><b>第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備）</b>            地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	いじめ防止対策推進法条文
<p>※ 第十一条第四項において、都立学校における重大事態については、法を直接適用 区市町村立や私立の学校については、法を直接適用</p>	<p><b>第五章（重大事態への対応）</b> <b>第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対応）</b> 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に 対応し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はそ の設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行うものとする。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき。 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ を受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切 に提供するものとする。 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及 び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>
<p>※ 国のことなので、不要</p>	<p><b>第二十九条（国立大学に附属して設置される学校に係る対応）</b> 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を いう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲 げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなけ ればならない。 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置す る国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用す る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他 の必要な措置を講ずるものとする。</p>



<p style="text-align: center;"><b>いじめ防止対策推進法条文</b></p> <p><b>第三十条（公立学校に係る対処）</b>          地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。          2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。          3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。          4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。          5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>東京都いじめ問題調査委員会、対応等</b></p> <p><b>第十二条（東京都いじめ問題調査委員会の設置等）</b>          知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合にあって、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。          2 調査委員会は、知事の諮問に依り、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。          3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。          4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、知事が任命する委員十人以上以内をもって組織する。          5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。          6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。          7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>
<p><b>第三十条の二</b>          第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属される学校について準用する。          この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p><b>第三十一条（私立の学校に係る対処）</b>          学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。          2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。          3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。          4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>※ 第十二条で、私立学校も含めて、再調査に関する附属機関について規定</b></p>	

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	※ 都にはないので不要
いじめ防止対策推進法条文	<p><b>第三十二条（学校設置会社の学校に係る対応）</b>  学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは、「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。</p>
	※ 法の直接適用
	※ 法の直接適用
	※ 法の直接適用
	<p><b>第三十三条（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）</b>  地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対応に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>
	※ 法の直接適用
	<p><b>第三十四条（学校評価における留意事項）</b>  学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにならなければならない。</p>
	※ 法の直接適用
	<p><b>第三十五条（高等専門学校における措置）</b>  高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対応のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
	<p><b>第十三条（委任）</b>  この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。</p>

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
附則	附則	附則	附則
<p><b>第一条（施行期日）</b> この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p> <p><b>第二条（検討）</b> いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。</p>	<p><b>附 則（平成二十六年六月二十日法律第七十六号） 抄</b> <b>（施行期日）</b> <b>第一条</b> この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>（政令への委任）</b> <b>第二条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号） 抄</b> <b>（施行期日）</b> <b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成二十八年五月二十日法律第四十七号） 抄</b> <b>（施行期日）</b> <b>第一条</b> この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則（平成二十八年条例第二十八号）</b> この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条までの規定は、平成二十六年八月一日から施行する。</p> <p><b>※ 法及び国のことなので不要</b></p>

# いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について

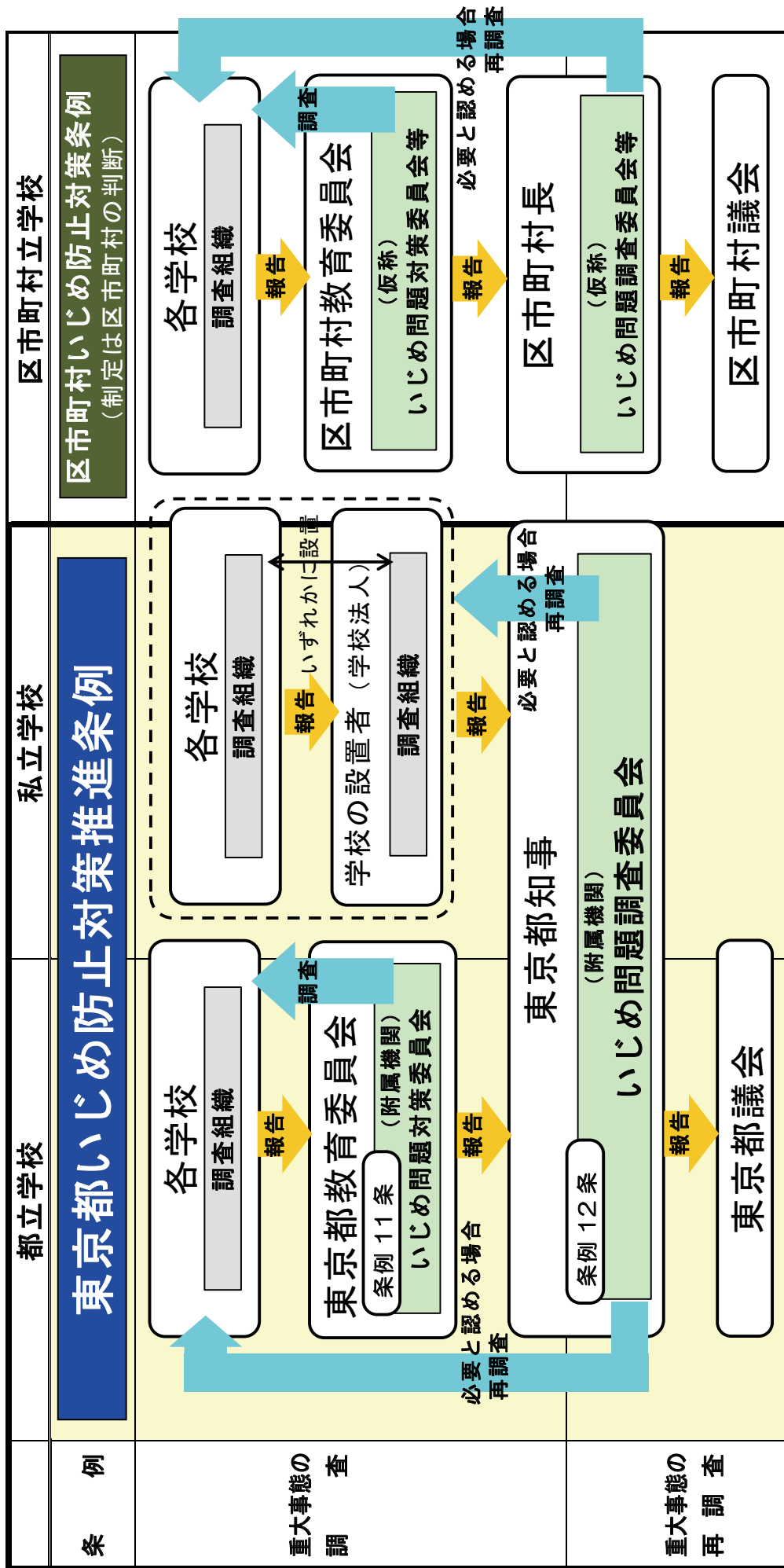
いじめ防止対策推進法	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	いじめの禁止
第6条	地方公共団体の責務
第7条	学校の設置者の責務
第8条	学校及び学校の教職員の責務
第9条	保護者の責務等
第12条	地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。
第14条1項	いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
第14条2項	教育委員会に附属機関を置くことができる。
第28条1項	学校の設置者又は学校は、重大事態に関する調査を行うとともに、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。
第30条1項	地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けるなどにより、この調査の結果について再調査を行うことができる。
第31条1項	
第31条2項	
<b>法を直接適用する義務規定</b>	
<b>【地方公共団体】</b> ■ 通報・相談体制の整備 (16条2) ■ 連携体制の整備 (17条) ■ 人材の確保及び資質向上 (18条1) ■ インターネットによるいじめに対処する体制の整備 (19条2) ■ いじめ防止対策の調査研究、検証、成果の普及 (20条) ■ 相談・救済制度等の広報・啓発 (21条) ■ 学校相互間の連携協力体制の整備 (27条) ■ 再調査結果の議会への報告 (30条3) ■ 再調査結果を踏まえた必要な措置 (30条5・31条3) <b>【学校の設置者】</b> ■ 学校の支援、必要な措置・調査 (24条) ■ 出席停止制度の適正な運用 (26条) ■ 学校の重大事態の調査への指導・支援 (28条3) ■ 適正な学校評価 (34条) <b>【学校の設置者及び学校】</b> ■ 道徳教育及び体験活動の充実 (15条1) ■ 児童等の自主的活動の支援、児童等及び保護者への啓発 (15条2) ■ 定期的な調査 (16条1) ■ 相談体制の整備 (16条3) ■ いじめを受けた児童等の権利擁護 (16条4) ■ 教職員研修の計画的実施 (18条2) ■ インターネットによるいじめに対する啓発活動 (19条1) <b>【学校の設置者又は学校】</b> ■ 重大事態の調査、調査結果の保護者への提供 (28条1・2) <b>【学校】</b> ■ いじめ防止基本方針の策定 (13条) ■ いじめ防止等の対策のための組織の設置 (22条) ■ いじめに対処する措置 (23条) ■ 校長及び教員による懲戒 (25条)	

東京都いじめ防止対策推進条例	
第1条	目的 ● いじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第2条	定義 ※ 下記参照
第3条	基本理念 ● 学校の内外を問わずいじめが行われなくすることを旨とした社会全体の取組
第4条	いじめの禁止 ● 児童等は、いじめを行ってはならない。
第5条	都の責務 ● いじめ防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第6条	学校の設置者の責務 ● 設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置
第7条	学校及び教職員の責務 ● 未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対応
第8条	保護者の責務 ● 規範意識を養うための指導等
第9条	東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 ● いじめ防止等対策の基本的な考え方、対策推進に必要な事項
第10条	東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 [常設] 《対象：公立学校・私立学校》 <b>【目的】</b> 公立学校・私立学校のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。 <b>【協議内容】</b> ○ 都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項 ○ いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携に関する事項 など <b>【構成】</b> 学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者
第11条	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）の設置 [常設] 《対象：公立学校》 <b>【所掌事項】</b> ○ 公立学校におけるいじめ防止等の対策についての調査・審議・都教育委員会への啓申 ○ 公立学校における <b>重大事態</b> についての調査、調査結果の教育委員会への報告 <b>【構成】</b> 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 10人以内 <b>【任期】</b> 2年 ※ 私立学校における重大事態については、法第28条1項の規定により、学校の設置者又は学校の下に組織を設置し、調査を行う。 東京都いじめ問題調査委員会（知事の附属機関）の設置 [必要があるときに設置できる] 《対象：都立学校・私立学校》
第12条	<b>【所掌事項】</b> ○ 東京都教育委員会、学校法人、都立学校、私立学校が行った <b>重大事態調査の再調査</b> <b>【構成】</b> 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で「都教育委員会いじめ問題対策委員会（11条）」の委員など関係者以外の者 10人以内 <b>【任期】</b> 知事が任命したときから再調査が終了する時まで ○ 学校、学校の設置者等の再調査への協力 ○ 設置したときの都議会への報告
第13条	委任 ● 必要な事項は知事又は教育委員会が定める。
附 則	施行期日 ● 公布の日から施行（ただし、第10条～第12条は、平成26年8月1日施行）

※【いじめの定義】 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町立学校・区市町立学校の関係



**東京都いじめ問題対策連絡協議会**

条例 10 条

- 都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- いじめ防止等に関する機関及び団体との連携に関する事項